

# 小樽市中心市街地活性化基本計画



平成20年7月

北海道 小樽市

## 小樽市中心市街地活性化基本計画 目次

○ 基本計画の名称	1
○ 作成主体	1
○ 計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[ 1 ] 小樽市のまちづくり	1
( 1 ) 小樽市の概況	1
( 2 ) 小樽市の都市構造	2
( 3 ) 中心市街地の空洞化の状況	6
( 4 ) 小樽市都市計画マスタープランにおける中心市街地の位置付け	7
[ 2 ] 中心市街地の現状と活性化に向けた課題	8
( 1 ) 中心市街地の現状分析	8
( 2 ) 各種調査結果からの評価	17
[ 3 ] これまでの中心市街地活性化の取組	21
( 1 ) 旧法に基づく小樽市中心市街地活性化基本計画(街なか活性化計画)	21
( 2 ) TMOによる取組	27
( 3 ) 旧基本計画「街なか活性化計画」の検証	27
[ 4 ] 現状分析及びニーズ調査から導き出される課題	31
[ 5 ] 中心市街地活性化の方針の設定	33
2. 中心市街地の位置及び区域	34
[ 1 ] 位置	34
[ 2 ] 区域	35
[ 3 ] 中心市街地要件に適合していることの説明	40
3. 中心市街地の活性化の目標	47
[ 1 ] 中心市街地活性化の目標設定の考え方	47
( 1 ) 中心市街地活性化の目標	47
( 2 ) 目標達成状況を把握するための指標設定の考え方	47
[ 2 ] 計画期間	47
[ 3 ] 数値目標の設定	48
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	68
[ 1 ] 市街地の整備改善の必要性	68
[ 2 ] 具体的事業の内容	69

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	74
[ 1 ] 都市福利施設の整備の必要性	74
[ 2 ] 具体的事業の内容	75
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	77
[ 1 ] 街なか居住の推進の必要性	77
[ 2 ] 具体的事業の内容	78
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項	81
[ 1 ] 商業の活性化の必要性	81
[ 2 ] 具体的事業等の内容	82
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	96
[ 1 ] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	96
[ 2 ] 具体的事業の内容	97
4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	100
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	101
[ 1 ] 市町村の推進体制の整備等	101
[ 2 ] 中心市街地活性化協議会に関する事項	104
[ 3 ] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	107
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	108
[ 1 ] 都市機能の集積の促進の考え方	108
[ 2 ] 都市計画手法の活用	108
[ 3 ] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	109
[ 4 ] 都市機能の集積のための事業等	110
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	111
[ 1 ] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	111
[ 2 ] 都市計画との調和等	114
[ 3 ] その他の事項	115
12. 認定基準に適合していることの説明	116